

びょうき かいしゃ やす 病気やケガで会社を休んでしまった

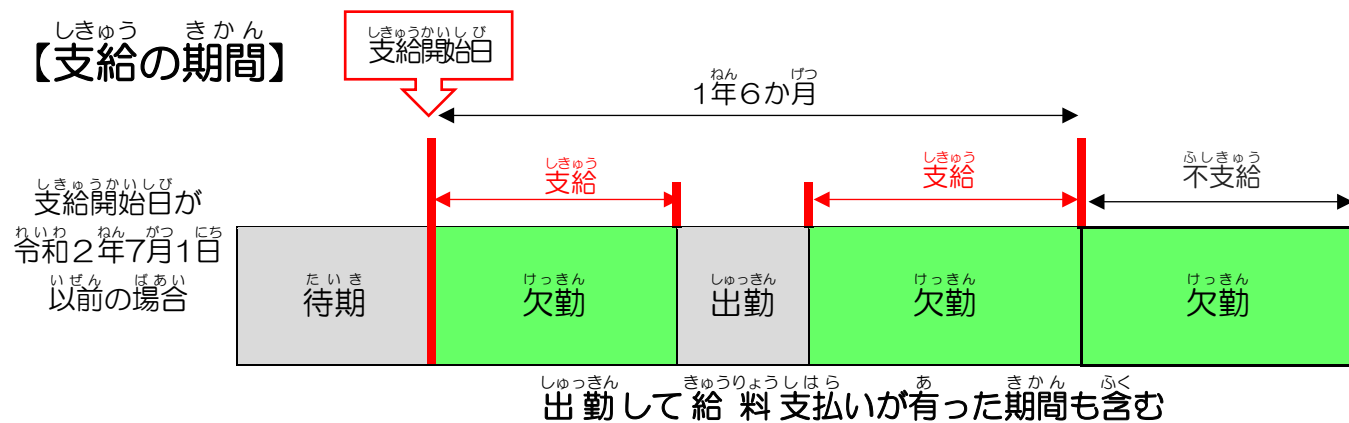
どうしたの？

たいちょう くず びょういん い しごと やす
体調を崩して病院に行ったら、しばらく仕事を休
むようと医師に言われた。その間、欠勤扱いとなり、給料も出
なかつたため、生活が苦しい。

こんな時、どんな制度が使える？

びょうき しごと きゅうりょう とき せいかつほしょう
★病気やケガで仕事ができず、お給料がもらえない時の生活保障と
して、健康保険制度の傷病手当金が受けられます。

【支給の期間】



【支給される金額】

1日あたりの支給額はそれまでもらっていた月給の2/3程度です。

計算式

支給開始日以前の継続した12月間の各月の標準月額を平均した額
 $\div 30日 \times 2/3$

つか どうすれば使える？

ひつようしよるい じゆんび
必要書類を準備します。

しよるい ほんにんよう かいしゃよう びょういん しゆるい
書類は、本人用、会社用、病院用の3種類あります。



① 会社や協会けんぽなどに連絡します



② 申請書類を受け取ります

JOB



③ 病院で医師に書類の記載をお願いします



④ 医師に記入してもらった書類を受け取ります



⑤ 必要な書類を揃えて出します



⑥ 手当を受け取ります



つぎ じょうけん み しごと やす ひ かめ しきゅう
★次の条件を満たし、仕事を休んだ日の4日目から支給されます。

- りょうようちゆう
- ① 療養中であること
 - ② 仕事に就くことができないこと
 - ③ 仕事を休んだ日が3日間継続してあること（待機期間）
 - ④ 給料の支払いがないこと

ここに気をつけよう！

- 健康保険に加入している本人のみが対象です。
- 自営業や無職により国民健康保険に加入されている方や被扶養者は対象外です。
- 給与の支払いがあっても傷病手当金より少ないときは差額が支給されます。
- 一定の条件を満たす場合、退職後も引続き受給できる場合があります。

くわ
詳しくはこちらへ

きょうかい ほけんしょう きさい きょうかい しぶ
協会けんぽ：保険証に記載の協会けんぽ支部
くみあいけんぽ ほけんしょう きさい ほけんくみあい
組合健保：保険証に記載の保険組合